

介護老人保健施設うりずん通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人正清会が開設する介護老人保健施設うりずん（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持出来るよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設うりずん
- (2) 開設年月日 平成12年3月2日
- (3) 所在地 沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1281番地1
- (4) 電話番号 098-944-7000 FAX番号 098-944-7003
- (5) 管理者名 仲嶺 時雄
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4751380108号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人

- | | |
|--------------------|------|
| (3) 看護職員 | 1人以上 |
| (4) 介護職員 | 6人以上 |
| (5) 理学療法士
作業療法士 | 2人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、入所者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、月曜日以外の祝祭日、旧暦の7月15日、年末年始(12/30～1/3)は休日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。(うちサービス提供時間は午前9時10分から午後4時30分)。

(利用定員)

第8条 2単位で利用定員は60人、1単位目は利用定員45人、2単位目は利用定員15人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、通所者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

与那原町、那覇市（首里近辺）、西原町、南風原町、南城市、八重瀬町。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒は禁止とし、煙草は指定の場所で喫煙する。
- ・ 設備・備品の利用は、事業所職員に申し出て許可を得る。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、事業所職員に申し出て許可を得る。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己の責任で行う。
- ・ 宗教活動は、事前に管理者の許可を得る。
- ・ ペットの持ち込みは、事前に管理者の許可を得る。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人正清会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 地震等非常災害、その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、管理者が定めるものとする。

付 則

- 1、この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2、この運営規程は、第8条を変更し、平成13年4月1日より施行する。
- 3、この運営規程は、第5条の(4)、第7条の(2)、第8条を変更し、平成13年9月1日より施行する。
- 4、この運営規程は、第5条の(4)、第7条の(2)、第8条を変更し、平成15年10月1日より施行する。
- 5、この運営規程は、第10条の(2)を変更し、平成17年10月1日より施行する。
- 6、この運営規程は、第10条の(1)を変更し、平成18年4月1日より施行する。
- 7、この運営規程は、介護保険改定による料金変更の為、第10条の(1)の料金内容(別紙料金表)を変更し、平成21年4月1日より施行する。

- 8、この運営規程は、第5条の(4)第8条を変更し、平成23年11月1日より施行する。
- 9、この運営規程は、第7条の(1)を変更し、平成29年8月1日より施行する。
- 10、この運営規程は、第7条の(2)を変更し、平成30年4月1日より施行する。
- 11、この運営規程は、第7条の(1)を変更し、平成31年3月1日より施行する。
- 12、この運営規定は、第5条の(4)(5)(6)、第8条を変更し、令和2年8月1日より施行する。
- 13、この運営規定は、第8条に()の項目を加え、令和4年8月1日より施行する。
- 14、この運営規定は、第8条の利用定員の内訳を変更し、令和4年10月15日より施行する。